

京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務委託
受託候補者選定要項

（目 的）

第1条 この要項は、京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務委託受託候補者を選定する場合の手続について、必要な事項を定める。

（委託内容）

第2条 別に定める「京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務委託仕様書」による。

（受託候補者選定委員会の設置）

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務委託受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

委員長 文化市民局市民スポーツ振興室長

副委員長 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長

委員 文化市民局文化市民総務課長

文化市民局市民スポーツ振興室施設担当課長

文化市民局市民文化財保存活用・施設整備アドバイザー

都市計画局公共建築部公共建築企画課長

建設局みどり政策推進室公園管理課長

3 委員長は、委員会の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（選定方式）

第4条 委員会は、参加意思のある者に第6条(1)～(5)（以下「参加申請書等」という。）に規定する必要書類を提出させて、その参加意思を確認する。さらに、参加有資格者となった者を被選定候補者とし、第6条(6)～(11)に規定する必要書類を提出させる。その後、委員会は提出書類に記載されている業務実績、企画提案内容、見積金額等を総合的に評価するプロポーザル方式で受託候補者を選定する。

（参加資格）

第5条 受託候補者として指名することができる者は、参加申請書等を提出する日から受

託候補者として決定する日までにおいて、次の各号に掲げる参加資格をすべて有する者とする。

- (1) 平成30年度京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等関係）に登録があること。
- (2) 近畿地区（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県及び福井県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 一級建築士事務所の登録を有していること。
- (4) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (5) 平成20年度以降に元請として国又は地方公共団体が発注した公園施設や公共建築物等に係る長寿命化計画又は中長期保全計画等の計画策定業務を履行した実績を有すること。
- (6) 管理技術者として、アの要件を満たし、イ～ウのいずれかの資格を有する者
 - ア 自社において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
 - イ 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市及び地方計画」の資格
 - ウ 一級建築士の資格
- (7) 担当技術者として、次のア～カの技術者をそれぞれ配置し得ること。ただし、複数の資格を有する場合は、一人の者が複数の担当技術者を兼務することを可とする。
 - ア 一般施設担当者として、次の(ア)～(エ)のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市及び地方計画」の資格
 - (イ) 一級土木施工管理技士の資格
 - (ウ) 一級造園施工管理技士の資格
 - (エ) ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格
 - イ 遊具等担当者として、次の(ア)～(イ)のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 公園施設製品安全管理士の資格
 - (イ) 公園施設製品整備技士の資格
 - ウ 土木構造物担当者として、次の(ア)～(イ)のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「鋼構造及びコンクリート」の資格
 - (イ) 一級土木施工管理技士の資格
 - エ 建築担当者として、次の資格を有する者
 - 一級建築士の資格
 - オ 電気設備担当者として、次の(ア)～(イ)のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 設備設計一級建築士の資格

- (イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- カ 機械設備担当者として、次の(ア)～(イ)のいずれかの資格を有する者
- (ア) 設備設計一級建築士の資格
- (イ) 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者

(提出書類)

第6条 委員会が被選定候補者に提出させる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加申請書（第1号様式）
- (2) 業務実績調書（第2号様式）
- (3) 管理技術者調書（第3号様式）
- (4) 管理技術者に係る資格を証明する資格者証等の写し
- (5) 管理技術者の3箇月以上の雇用を証明する書類
- (6) 提案書（第4号様式）
- (7) 配置技術者調書（第5号様式）
- (8) 担当技術者に係る資格を証明する資格者証等の写し
- (9) 業務従事者配置調書（第6号様式）
- (10) 企画提案に関する調書①～②（様式自由）
- (11) 見積書（第7号様式）、経費内訳書（様式自由）

(審査及び受託候補者の決定)

第7条 委員会は、被選定候補者に対して提案書についてのヒアリングを行い、次の各号について、京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画策定業務受託候補者評価シート（別紙様式）に基づき厳正かつ公平、公正に審査したうえで点数化を行い、各委員の評価点の平均点を最終評価点とし、最終評価点が50点以上（満点の1/2以上）を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者として選定する。

なお、5者以上の応募があった場合は受託候補者評価要領に基づく書類審査により評価項目を採点し、上位5者をヒアリングの対象者とする。（本プロポーザルは1者のみの応募でも成立するが、その場合でも最終評価点が50点以上となることを条件とする。）

- (1) 技術者の評価
 - (2) 企画提案に係る評価
 - (3) 見積金額
- 2 委員会は、被選定候補者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、直ちにその者を選定から除外する。
- (1) 第5条に規定する参加資格のうち、いずれか一つを喪失した場合
 - (2) 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けた場合
 - (3) 提出書類の内容に虚偽があった場合

- (4) 見積金額が、委託金額の上限額を超えた場合
- (5) ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合
- (6) 受託候補者選定に影響を与える不誠実な行為があった場合
- (7) その他市長が特に選定候補者として不適当であると認めた場合

(参加資格確認結果の通知)

第8条 委員会は、申請のあった参加意思のある者に書面により参加資格確認結果を通知する。

(審査結果の通知)

第9条 委員会は、被選定候補者全員に書面により審査結果を通知する。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この要項は、平成30年6月6日から施行する。